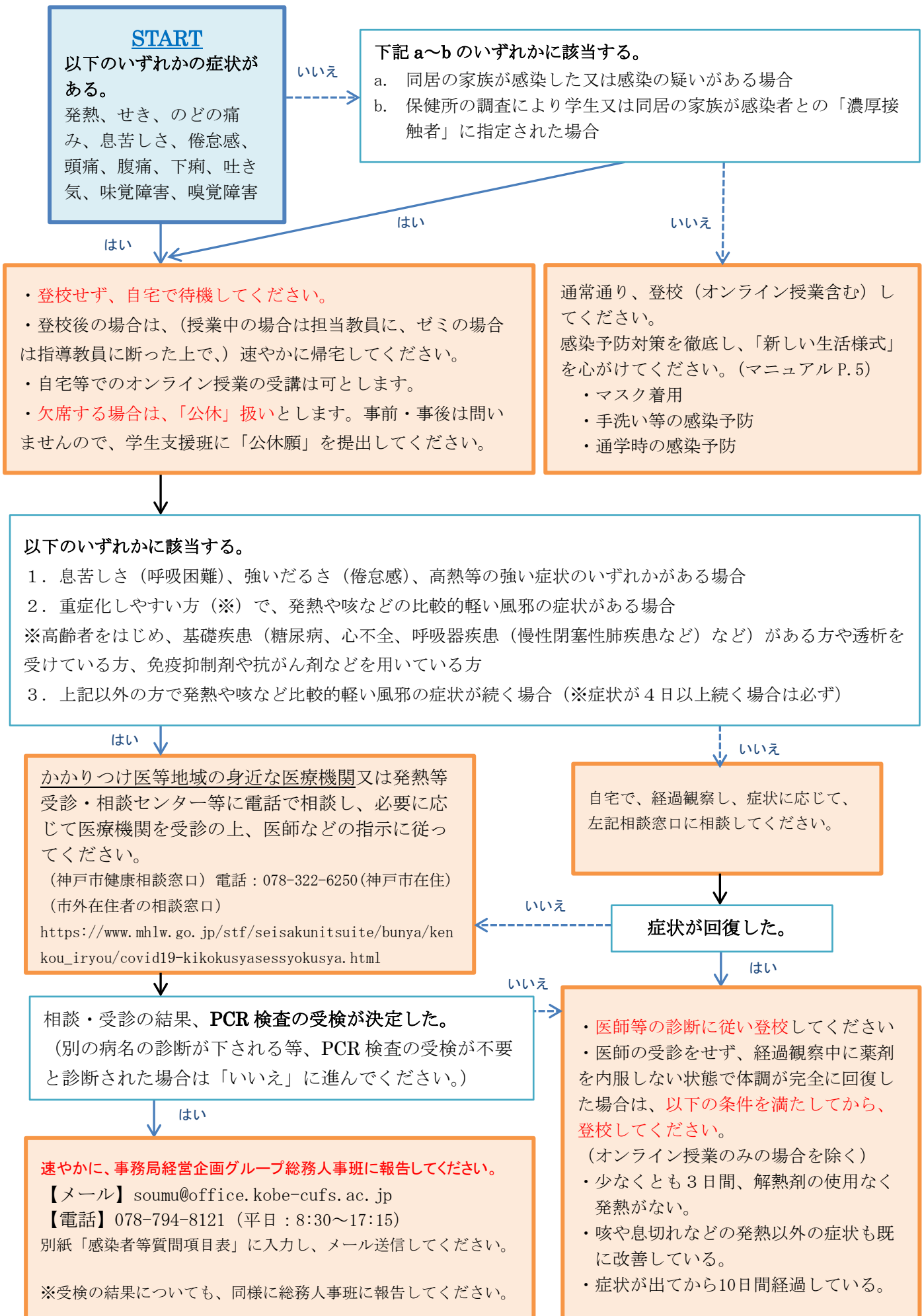
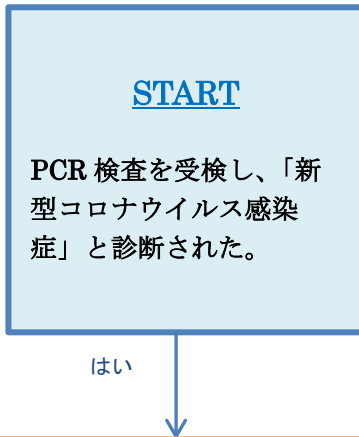


【ケース①】新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合



【ケース②】新型コロナウイルス感染症と診断された場合



いいえ

「陰性」であった旨、総務人事班に連絡してください。
 【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp
 【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）
 医師等の診断に従い、登校（オンライン授業含む）してください。
 感染予防対策を徹底し、「新しい生活様式」を心がけてください。（マニュアル P.5 参照）

- ・マスク着用
- ・手洗い等の感染予防
- ・通学時の感染予防

はい

① 総務人事班に検査結果を報告してください。

本人からの報告が困難な場合には、保証人等から連絡をお願いします。

【メール】 soumu@office.kobe-cufs.ac.jp

【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）

別紙「感染者等質問項目表」に入力し、メール送信してください。

② 医療機関等から指示された期間は出席停止とします。

（診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も登校禁止とします。）

※自宅や療養施設等でオンライン授業を受講する場合で、症状が比較的軽く、授業を受講できると自身で判断した場合は、そのまま授業を受講してください。授業を受講できない場合は、総務人事班に連絡の上、③の行動をとってください。欠席する場合は「公休」扱いとします。

③ 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

治癒した

いいえ

医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

はい

医師よりの登校可との判断に従い、総務人事班に経過を報告してください。

授業を欠席した場合には、「公休願」を学生支援班に提出してください。

個人情報取り扱い等

・新型コロナウイルス感染症に関する学生からの報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。

・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意してください。

感染者が発生した場合の入構制限等（詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.14 参照）

（1）感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合
 →保健所等からの指示内容に従い対応する。

（2）感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合
 →保健所の指示に従い、一部建物の閉鎖など必要な措置を講じる。

（3）感染者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等）
 →保健所の指示に従い、キャンパス閉鎖など必要な措置を講じる。

【ケース③】新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定された場合

START

保健所からの連絡等により濃厚接触者として特定された。

はい

※濃厚接触者の定義等は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.31のとおりです。濃厚接触者にかかる対応は、原則として保健所からの指示を受けて対応することになりますが、以下の場合には、感染防止の観点から適切に行動してください。

- ① 同居のご家族に感染又は感染疑いの診断がなされた場合
→登校/出勤は控え、総務人事班に報告してください。また、不要不急の外出は控えてください。
- ② 大学（総務人事班）から感染者/感染疑いのある者へ聞き取りを行った結果、「濃厚接触者」の疑いが高いと考えられる場合
→総務人事班から情報提供があった場合、上記①と同様の対応をとってください。

① 総務人事班に報告してください。

本人からの報告が困難な場合には、保証人等から連絡をお願いします。

【メール】 soumu@office.kobe-cuifs.ac.jp

【電話】 078-794-8121（平日：8:30～17:15）

別紙「感染者等質問項目表」を入力し、メール送信してください。

② 感染者と最後に濃厚接触した日から2週間は登校禁止とします。

なお、オンライン授業の受講は可能です。欠席する場合は「公休」扱いとします。

③ 自宅待機等、居住する自治体の衛生主管部局の指示に従ってください。

PCR 検査を受検し、「陽性」であった。

いいえ

はい

- ① 総務人事班（上記①）に「陰性」であった旨連絡してください。
- ② 感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所や医師の指示に従ってください。
- ③ 登校可となった後、「公休願」を学生支援班に提出してください。

別紙「【ケース②】新型コロナウイルス感染症と診断された場合」に従い行動してください。

個人情報取り扱い等

・新型コロナウイルス感染症に関する学生からの報告窓口は、事務局経営企画グループ総務人事班としますが、万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、詳細の情報は聞かず、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。

・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意してください。

濃厚接触者が発生した場合の入構制限等（詳細は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」P.18 参照）

- (1) 感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合
→保健所等からの指示内容に従い対応する。
- (2) 感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合
→保健所の指示に従い、一部建物の閉鎖など必要な措置を講じる。
- (3) 感染者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等）
→保健所の指示に従い、キャンパス閉鎖など必要な措置を講じる。